

令和8年度 こども・妊婦定期予防接種一覧

【個別予防接種】対象者には個別通知を行っています。予診票裏面の市内協力医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

R8.4.1 改訂

こども						
種類	接種対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数		接種間隔 ※	
小児用肺炎球菌	生後2ヵ月～5歳未満	接種開始時期	生後2ヵ月～7ヵ月未満(標準的)	初回	3回	27日以上の間隔で3回接種。
			追加	1回	初回接種終了後、60日以上の間隔で12～15月齢の間に1回接種。	
			生後7ヵ月～1歳未満	初回	2回	27日以上の間隔で2回接種。
			追加	1回	初回接種終了後、60日以上の間隔を以て1歳以降に1回接種。	
			1歳～2歳未満	2回		60日以上の間隔で2回接種
	2歳～5歳未満	1回		—		
B型肝炎 ※1	1歳未満	生後2～9ヵ月	3回		27日以上の間隔で2回接種。1回目の接種から139日(20週目の同じ曜日)以上経過した後に1回接種	
ロタ	ロタリックス(1価)	出生6週0日後～24週0日後	初回接種は生後2ヵ月～出生14週6日後まで	2回		27日以上の間隔で2回接種
	ロタテック(5価)	出生6週0日後～32週0日後		3回		27日以上の間隔で3回接種
5種混合(DPT-IPV-Hib)	生後2ヵ月～7歳6ヵ月未満	(初回)生後2ヵ月～7ヵ月に至るまで	第1期	初回	3回	20～56日までの間隔で3回接種
			追加	1回	1回	初回接種終了後、6～18月の間に1回接種
2種混合(DT)	11歳～13歳未満	小学6年生	第2期	1回		—
BCG	1歳未満	生後5ヵ月～8ヵ月に達するまで	1回		—	
麻しん・風しん混合(MR) ※2	1歳～2歳未満	—	第1期	1回		—
	幼稚園・保育園の年長児相当	—	第2期	1回		—
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満	(1回目)生後12～15ヵ月	2回		3月以上の間隔(標準的には6月～12月までの間隔)で2回接種	
日本脳炎 ※3	生後6ヵ月～7歳6ヵ月未満	3～4歳	第1期	初回	2回	6～28日までの間隔で2回接種
		4～5歳		追加	1回	1期初回(2回)接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期に1回接種
	9歳～13歳未満	9～10歳	第2期	1回		—
HPV(子宮頸がん予防)ワクチン ※4	小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	3回(2回)		令和5年4月1日より小学6年生の学年から15歳未満でシルガード9(9価)の1回目を接種した場合、2回での接種完了が可能です	

妊婦			
種類	接種対象者	接種回数	
RSワクチン ※5	28週0日～36週6日の妊婦	1回	妊娠ごとに1回

※法律改正により一部変更の可能性があります。厚生労働省ホームページ・広報やわた・市ホームページでご確認ください。
 予防接種の間隔については、冊子「予防接種と子どもの健康」や予診票の裏面をご確認ください。

※1 母子感染予防のため、健康保険の給付によるB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期予防接種の対象とはなりません。

※2 令和6年度に接種対象者であった方で、ワクチンの供給不足により期間内にワクチンを接種できなかった方は、接種期間が、令和9年3月31日まで延長されます。

※3 日本脳炎予防接種の第1期初回接種の標準的な接種期間は3歳からです。3歳未満は接種量が異なりますのでご注意ください。
 また、日本脳炎の予防接種については特別措置があり、対象者は下記のとおりです。
 ●平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の人は、第1期・2期の接種不足回数分の接種を受けることができます。

※4 HPV(子宮頸がん予防)ワクチンについて、令和8年4月1日から定期接種で用いるワクチンは9価(シルガード9)のみとなります。

※5 令和8年4月1日より定期化されました。

【注意事項】

- ◎接種の際は、親子(母子)健康手帳、予診票、子育て支援医療費受給者証、マイナンバーカードなどの住所が確認できるものが必要です。
 上記の物を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。
- ◎通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は家庭支援課まで申し込みください。
 なお、転入された人などで、当課で接種履歴が把握できない場合は、親子(母子)手帳など、接種履歴がわかるものをご持参の上、来庁でのお手続きとなります。
- ◎市外で接種を希望する人は、必ず接種の2週間前までに家庭支援課へご連絡ください。
- ◎特別な事情などにより対象年齢内に接種できなかった場合には家庭支援課へご相談ください。